の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第四十号の三及び第四十号の四の権限（法第百三十二条の八十五第一項第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、第二百四十条第一項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行おうとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号の権限	
九～十一　（略）	（略）

附　則

1　（略）

2　電気を動力源とする垂直離着陸飛行機及びマルチローターに係る第百五十三条の表三の項及び五の項、第二百三条並びに第二百四条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百五十三条の表三の項及び五の項	代替空港等を飛行計画に表示するもの	代替空港等又は着陸地以外の法第七十九条ただし書の許可に係る場所を飛行計画に表示するもの		
	代替空港等を飛行計画に表示しないもの	代替空港等及び着陸地以外の法第七十九条ただし書の許可に係る場所を飛行計画に表示しないもの		
	代替空港等まで	代替空港等又は着陸地以外の法第七十九条ただし書の許可に係る場所（当該代替空港等及び場所の数又は当該場所の数が二以上である場合にあつては、当該着陸地からの距離が最も長いもの）まで	適した空港等	適した空港等又は法第七十九条ただし書の許可に係る場所
第二百三条第一項	代替空港等を定める		代替空港等又は着陸地以外の法第七十九条ただし書の許可に係る場所を定める	
第二百三条第一項第十号及び第二百四条	代替空港等		代替空港等又は着陸地以外の法第七十九条ただし書の許可に係る場所	

3　（略）

空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第四十号の三及び第四十号の四の権限（法第百三十二条の八十五第一項第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、第二百四十条第一項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号の権限	
九～十一　（略）	（略）

附　則

1　（略）

（新設）

2　（略）